日頃からＡＥＤを点検しましょう！

いざという時のために、ＡＥＤ（自動体外式除細動器)がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、耐用期間が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

【日常点検での確認事項】

・インジケーターの確認

ＡＥＤには、正常に動くかどうかを示すためのインジケーター（ＡＥＤの状態を確認するためのランプや画面）が付いています。

日常点検する際には、インジケーターの表示を確認し、点検の記録をつけましょう。

・消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベルを付けましょう。付いていない場合は、製造・販売会社から提供を受けましょう。

表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

製 品 名	製造・販売会社 （連絡先）
パラメディック アイパッドシーユー	日本ＣＵメディカルシステム㈱ （0120-910-256）
カルジオライフ	日本光電工業㈱ （0120-233-821）
ライフパック	フィジオコントロールジャパン㈱ （0120-715-545）
ハートスタート	㈱フィリップスエレクトロニクスジャパン （0120-802-337）
ZOLL AED Plus	旭化成ゾールメディカル㈱ （0800-222-0889）
パワーハート	オムロンヘルスケア㈱ （0120-401-066）

【その他の重要ポイント】

・継続的な点検が大事

点検の担当者が代わった時は、継続的な点検の必要性を十分に認識するよう、しっかり引き継ぎをしましょう。

・耐用期間の確認

ＡＥＤ本体の耐用期間は、使用環境、稼働時間や使用回数などを考慮し、製造・販売会社が設定していて、設定した耐用期間はＡＥＤの添付文書、取扱説明書に記載されていますので、必ず、確認しておきましょう。

・廃棄や譲渡する時は必ず連絡

ＡＥＤは高度管理医療機器、特定保守管理医療機器として、製造・販売会社が設置場所を登録・管理しています。そのため、設置しているＡＥＤを廃棄したり、譲渡したりする時は、必ず、製造・販売会社に連絡してください。

詳しいお問い合わせなどはこちらまで
厚生労働省医薬食品局安全対策課
ＴＥＬ　０３（５２５３）１１１１　　内線２７５８、２７５１
ＵＲＬ　http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/aed/index.html